

青森県報

号外第二十号

平成二十四年
三月三十日
(金曜日)

目次

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課) …… 一

訓 令

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務学事課) …… 一

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令……………

本庁電話交換員就業規則を廃止する訓令…………… (防災消防課) …… 二

青森県消費者行政連絡会議規程の一部を改正する訓令…………… (県民生活課) …… 三

告 示

会計管理者の事務の一部委任の一部改正…………… (財務指導課) …… 三

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例」を「青森県立高等学校授業料等徴収条例」に改める。

第二百七十一条第二項中「出納局の課」の下に「及び地域県民局の地域連携部の室」を加える。

第二十号様式の(その三)中「02380 5 960055」を「02260 7 960665」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県財務規則により調製した郵便貯金銀行用の納入通知書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

訓 令

青森県訓令第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表第一号ア(ウ)中「及び県境再生対策室次長」を削り、「あて」を「宛」に改める。

第四十四条第二項及び第四項中「総務部長」を「総務学事課長」に改める。
別表第二中

経 営 支 援 課	青 経 支
工 業 振 興 課	青 工 振

を

地 域 産 業 課	青 地 産
産 業 立 地 推 進 課	青 産 立

に

建 築 住 宅 課	青 建 住
高 規 格 道 路 ・ 津 軽 ダ ム 対 策 課	青 高 津
青 い 森 セ ン ト ラ ル パ ー ク チ ー ム	青 セ

を

建 築 住 宅 課	青 建 住
-----------	-------

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表商工労働部の部中

経 営 支 援 班	経 営 支 援 課 長
工 業 振 興 班	工 業 振 興 課 長

を

地 域 産 業 班	地 域 産 業 課 長
産 業 立 地 推 進 班	産 業 立 地 推 進 課 長

に改め、同表

土整備部の部中

建 築 住 宅 班	建 築 住 宅 課 長
高 規 格 道 路 ・ 津 軽 ダ ム 対 策 班	高 規 格 道 路 ・ 津 軽 ダ ム 対 策 課 長
青 い 森 セ ン ト ラ ル パ ー ク 班	青 い 森 セ ン ト ラ ル パ ー ク チ ー ム リ ー ダ ー

を

建 築 住 宅 班	建 築 住 宅 課 長
-----------	-------------

に改

める。

第三条防災消防班の項に次の一号を加える。

四 ガス供給に関すること。

第三条経営支援班の項中「経営支援班」を「地域産業班」に改め、同条工業振興班の項を次のように改める。

産業立地推進班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

第三条高規格道路・津軽ダム対策班の項及び青い森セントラルパーク班の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般

本庁電話交換員就業規則を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

本庁電話交換員就業規則を廃止する訓令

本庁電話交換員就業規則（昭和三十三年四月青森県訓令甲第二十号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県消費者行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県消費者行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県消費者行政連絡会議規程（昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「広報広聴課長 統計分析課長」を削り、「健康福祉政策課長」の下に「がん・生活習慣病対策課長」を加え、「経営支援課長、工業振興課長」を削り、「総合販売戦略課長」の下に「食の安全・安心推進課長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百六十二号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一号（会計管理者の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中「（地域整備部を除く。）」を削り、「地域県民局に属する次に掲げる事務（県税部の出納員に委任された当該県税部に属する事務を除く。）」

一 税外諸収入金及び歳出入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。

二 支負担行為の確認に関すること（東青地域県民局地域整備部、地域農林水産部（下北地域県民局地域農林水産部を除く。）の農村整備事務を担当する内部組織並びに西北地域県民局地域農林水産部の林業又は畜産業の事務を担当する内部組織、つがる家畜保健衛生所、鱒ヶ沢水産事務所及び西北地方漁港漁場整備事務所に係るものに限る。）。

三 一時取扱金（集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金を除く。）の収納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関すること。

四 物品の収納及び保管に関すること。

五 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。

「一 地域県民局に属する次に掲げる事務（県税部の出納員に委任された当該県税部に属する事務を除く。）

イ 税外諸収入金及び歳出入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。

ロ 支負担行為の確認に関すること（東青地域県民局地域整備部、地域農林水産部（中北地域県民局及び下北地域県民局の地域農林水産部を除く。）

の農村整備事務を担当する内部組織並びに西北地域県民局地域農林水産部の林業又は畜産業の事務を担当する内部組織、つがる家畜保健衛生所、鱒ヶ沢水産事務所及び西北地方漁港漁場整備事務所に係るものに限る。）。
八 一時取扱金（集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金（東青地域県民局に係るものに限る。）を除く。）の出納（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）及び保管に関する事。）。
二 物品の出納及び保管に関する事。）。
ホ イからニまでに規定する事務に附帯する事務に関する事。）。
ニ 教育事務所（東青教育事務所を除く。）に属する集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金の収納事務
改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭